資料４－１

地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）〔論点〕

平成 28 年 7 月 28 日
全　国　知　事　会
（地方税財政常任委員会）

１　地方創生の推進

（１）地方創生・人口減少対策のための財源確保〔提言（案）P1～2〕

・「まち・ひと・しごと創生事業費」（H㉘１兆円）を継続・拡充すべき
・地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進するため、交付金の内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえて拡充すべき
・特に、東京一極集中加速化の是正のための地方への人材還流や働き方改革等、緊急的に対応するための必要な財源について、平成 28 年度補正予算での対応を検討すべき
・地方創生推進交付金における施設整備事業等について、ソフト施策と一体となって産業振興等に特に十分な効果が見込まれる場合は、要件を大幅に緩和（ハード事業のいわゆる 1/2 ルールの撤廃等）するなど、より使いやすいものとすべき

〈参考１〉地方創生推進交付金等の概要

【平成 27 年度国補正予算】「地方創生加速化交付金」（1,000 億円、国 10/10）

【平成 28 年度国当初予算】「地方創生推進交付金」（1,000 億円〔事業費ベース 2,000 億円〕、国 1/2）

国交付金	非公共事業（584 億円）	公共事業（416 億円）
地方負担	・ソフト事業（５割：普通交付税、５割：特別交付税） ・ハード事業（一般補助施設整備等事業債）	公共事業等債

（２）人口減少対策等に資する新たな税財政措置〔提言（案）P2～3〕

・子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、少子化対策に資する新たな税制について幅広く検討すべき
・東京一極集中の是正に向けて、「地方拠点強化税制」の更なる拡充も含め、地方への人の流れをつくるための税制について幅広く検討すべき

（３）魅力あふれる地域づくりのための税財源措置〔提言（案）P4〕

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、拠点となるスポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図れるよう、新たな地方債を創設すべき
・地方が文化資源を活かした文化プログラムに取り組めるよう宝くじを活用した新たな財源を確保すべき。また、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源措置を講ずるべき

２　消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴う対応

（１）社会保障に係る地方財源の確保〔提言(案) P6～7〕

・消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、保育の受け皿 50 万人分の確保など可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その費用については、国の責任において安定財源を確保すべき。その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない

・消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約３割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべき

〈参考２〉社会保障の「充実」の全体像　　H28.4 厚生労働省資料より

消費税・地方消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の 1/2 への恒久的引上げ等による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定

	平成 28 年度予算（税率８％時） A	満年度ベース（税率 10％時） B	差　額 B－A
子ども・子育て	0.6 兆円	0.7 兆円程度	0.1 兆円程度
医療・介護	0.9 兆円	1.5 兆円程度	0.6 兆円程度
年金	32 億円	0.6 兆円程度	0.6 兆円程度
社会保障の「充実」計	1.5 兆円	2.8 兆円程度	1.3 兆円程度

※ 平成 28 年度予算 1.5 兆円のうち、消費税・地方消費税率引上げによる増収分は 1.35 兆円

〈参考３〉消費税・地方消費税率引上げの再延期による税収への影響　　富山県試算

	税率 10％時		税率引上げ２％分		
消費税	3.80％	(10.64 兆円)	1.50％	(4.20 兆円)	
国分	3.46％	(9.69 兆円)	1.38％	(3.86 兆円)	
地方交付税法定率分	0.34％	(0.95 兆円)	0.12％	(0.34 兆円)	地方分
地方消費税	1.20％	(3.36 兆円)	0.50％	(1.40 兆円)	1.7 兆円程度
税率引上げ分計	５％	(14 兆円)	２％	(5.6 兆円)	

※ 軽減税率制度導入に伴う影響は加味せず

（２）税源の偏在是正措置の確実な実施〔提言(案) P7～8〕

・消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化など、地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在是正措置も延期されると考えられるが、平成 31 年 10 月の税率引上げ時に施行することとすべき

（３）車体課税の見直しに係る措置の延期等〔提言(案) P8〕

・消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税・軽自動車税への環境性能割の導入についても併せて延期すべき

・自動車の保有に係る税負担の軽減については、消費税・地方消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向等を踏まえ検討を行い、必要な措置を講ずることとされているが、自動車税は都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税率引上げの再延期により前提条件も変わったことから、自動車税の見直しはすべきでない

・仮に消費税・地方消費税率の引上げ時に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべき

〈参考４〉地方における道路関係費の所要一般財源（H26 決算ベース）　富山県試算

・都道府県　総額 約2.7 兆円　←　自動車取得税(30%)　235 億円

・市 町 村　総額 約2.1 兆円　←　自動車取得税交付金(70%)　628 億円

　　自動車重量譲与税(国税×40.7%)　2,543 億円

〈参考５〉車体関係税収の推移（決算及び地財計画）　H28.2 地方財政審議会資料より

（単位:億円）

年度	地方分計(A+B+C+D)	うち都道府県分計(A-A'+B)	うち市町村分計(A'+C+D)	自動車取得税収(A)	うち自動車取得税交付金(A')	自動車税収(B)	軽自動車税収(C)	自動車重量譲与税収(D)	〈参考〉自動車重量税収(国分)
H17	**27,353**	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
H21	**23,863**	17,269	6,594	2,310	1,585	16,544	1,739	3,270	6,351
H26	**20,919**	15,797	5,122	863	628	15,562	1,951	2,543	3,728
対H17比	**▲ 6,434**	▲ 3,092	▲ 3,342	▲ 3,665	▲ 2,539	▲ 1,966	436	▲ 1,239	▲ 3,846
H27	**21,077**	15,715	5,362	1,096	778	15,397	1,999	2,585	3,740
対H17比	**▲ 6,276**	▲ 3,174	▲ 3,102	▲ 3,432	▲ 2,389	▲ 2,131	484	▲ 1,197	▲ 3,834

（備考）平成26年度までは決算額、平成27年度は地方財政計画額（自動車重量税は予算額）

※ H21自動車取得税にエコカー減税創設、H26自動車取得税の税率引下げ、H27軽自動車税(新車)の税率引上げ

３　地球温暖化対策のための税財源の確保〔提言(案) P12～13〕

・森林環境税（仮称）等の新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきていることも踏まえた仕組みとすべき。その際、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すべき

４　地方一般財源及び地方交付税の総額確保〔提言(案)P5～6、P13～17〕

・地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費等であり、社会保障関係費の増嵩分を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収する対応は限界

・社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方創生･人口減少対策をはじめ様々な行政サービスを十分担えるよう必要な一般財源総額を確保すべき

・偏在性の小さい地方税体系の構築を目指してもなお税源の偏在は残ることから、地方交付税の総額を確保すべき
・トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、地域の実情に配慮するとともに、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべき
・歳出特別枠が地域経済活性化・雇用対策等の財源確保に果たしてきた役割を踏まえ、引き続き実質的に確保すべき。仮に見直すのであればこれらの経費を通常の歳出に計上すべき

〈参考６〉地方財政計画の推移（H13⇒H28 比較）

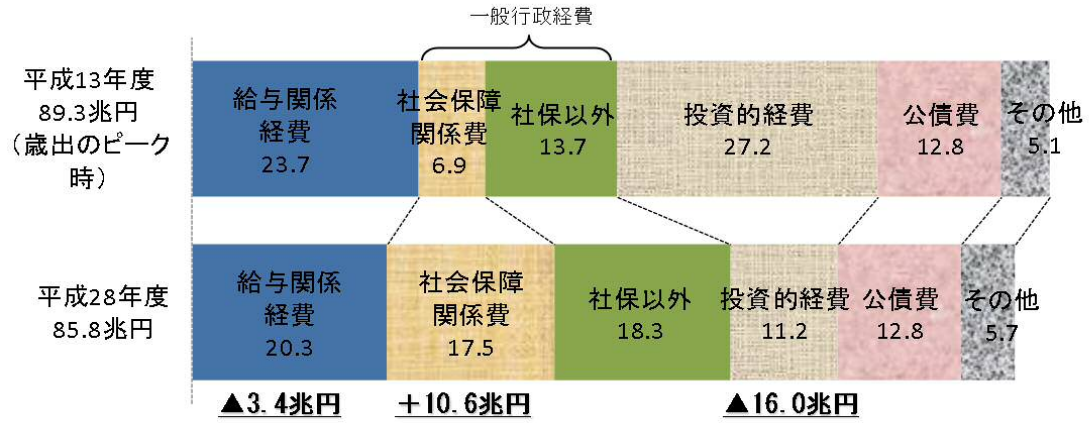

〈参考７〉地方財政計画の歳出（一般行政経費）の分析

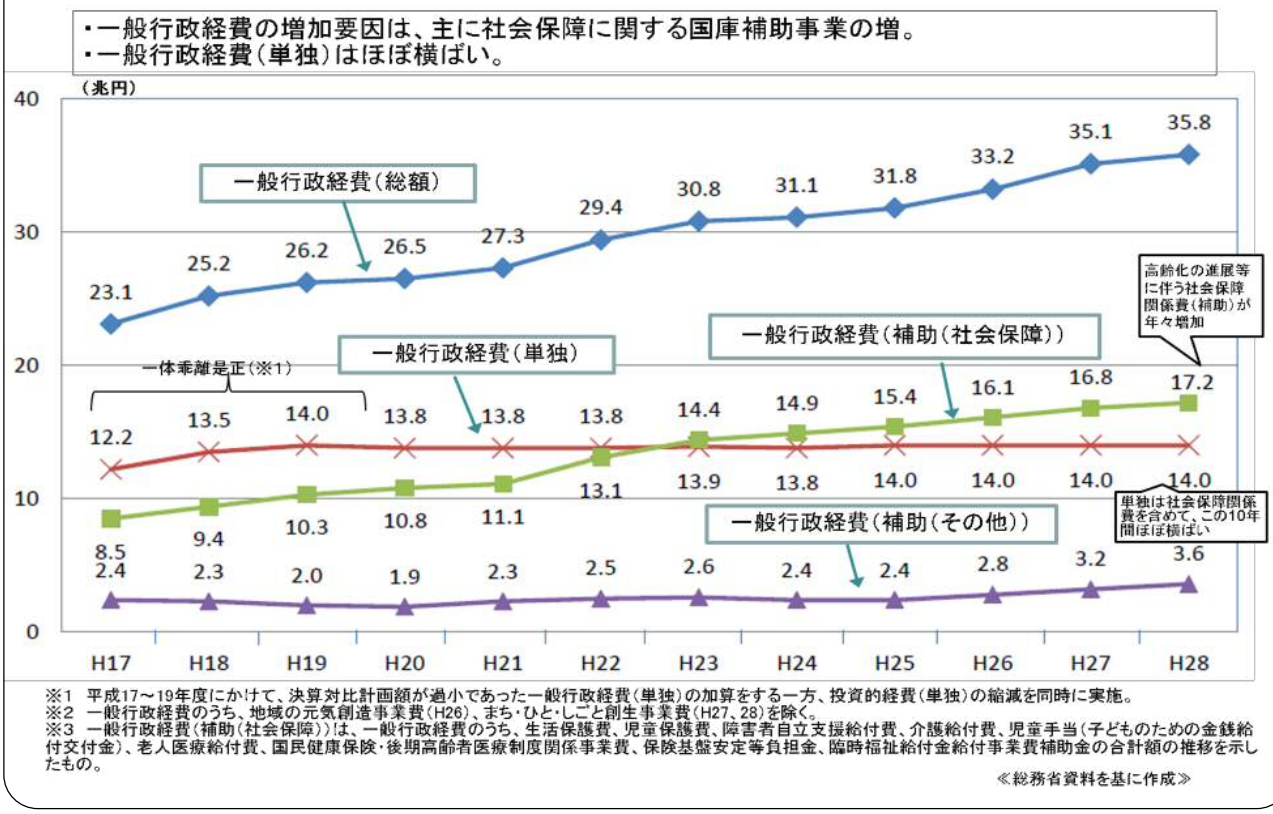

※1 平成17～19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費（単独）の加算をする一方、投資的経費（単独）の縮減を同時に実施。
※2 一般行政経費のうち、地域の元気創造事業費（H26）、まち・ひと・しごと創生事業費（H27、28）を除く。
※3 一般行政経費（補助（社会保障））は、一般行政経費のうち、生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、介護給付費、児童手当（子どものための金銭給付交付金）、老人医療給付費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、保険基盤安定等負担金、臨時福祉給付金給付事業費補助金の合計額の推移を示したもの。

≪総務省資料を基に作成≫